

2015年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義顕
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
★社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
★就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
★労働紛争解決手続代理 ★行政不服申立、告訴、告発

平成27年4月1日号

老齢年金の請求手続時期の誤解

60歳以降は働くので年金は65歳で良い...
「請求は退職後に行えば良い」「65歳前に請求すると、一生減額だ」等の誤解や勘違いが今でも見受けられます。現在、厚生年金の加入月数が12カ月以上、かつ国民年金納付月数など併せて25年(原則)以上ある場合、60歳前半に「特別支給の老齢厚生年金(A)」が支給されます。そして65歳からは「老齢厚生年金(B)」と「老齢基礎年金(C)」に分かれ、引き続き支給されます。それでは、このような厚生年金加入者の請求手続は、いつ行うのが正しいのでしょうか。



■請求書の提出時期■

Aは、生年月日別による所定年齢で請求手続を行わなければなりません。「請求書用紙」が誕生月の3カ月前に届きます。例えば、男性の昭和28年4月2日～30年4月1日生まれは61歳、女性の昭和29年4月2日～33年4月1日生まれは60歳です。この年齢に到達後速やかに行うのが大原則です。この年齢から遅れて手続を行っても、年金額が増えるというしみはありません。■請求手続と在職中の支給額調整とは無関係■
上記の所定年齢以降に在職(厚生年金に加入)中の方の年金は、会社からの報酬額の多寡により、自動的に調整(年金の全部又は一部が支給停止)されます。これを在職老齢年金と言いますが、所定年齢での手続が遅れた場合でも、遡及してこの調整が行われます。

年金調整の有無、在職中である、収入があるなど関係なく、所定年齢で必ず請求手続を行いましょ。

■老齢基礎年金の繰上げ請求との混同■

国民年金の加入の方は65歳から老齢基礎年金が支給されます。Cのみです。ただ、一生減額を承知の上、最大で60歳から繰上げて請求を行うこともできます。Aのような所定年齢から請求するしみを、この繰上げ請求と混同してしまい、一生減額されてしまう誤解に繋がっているようです。

■新しい「経過的な繰上げ請求」■

通常は所定年齢での請求手続ですが、それより前(最大60歳)から経過的繰上げ請求も新設されています。再雇用の有無、健康状態、配偶者の年金など勘案して損だけはしない年金の受け方を60歳前に一度、窓口や専門家からアドバイスを受けることをお勧めします。

労務費率

労務費率(ろうむひりつ)とは、建設事業において労災保険料を計算するときに用いられる「請負金額に対する賃金総額の割合」を示す値です。一般的な事業において、労災保険料は「賃金総額×労災保険率」で計算されますが、請負による建設の事業は数次の請負によって行われるのが常態であり、元請人がその下請負人に雇用される労働者へ支払われる賃金総額を正確に算定することが困難となります。このため特例として、賃金総額の代わりに「請負金額×労務費率」を用いて、それに労災保険率を乗じることによって労災保険料を算出することが認められています。労務費率は、3年ごとに公表される「労務費率調査」に基づいて、請負金額に対する賃金総額の割合が決められます。

平成27年4月からの保険料

保険料の種類	内容	全体	本人負担分	事業主負担分
健康保険	私傷病	101.1/1000	50.55/1000	50.55/1000
介護保険	40歳以上65歳未満	15.8/1000	7.90/1000	7.90/1000
厚生年金		174.74/1000	87.37/1000	87.37/1000
雇用保険	失業給付他	一般 13.5/1000	5/1000	8.5/1000
		建設 16.5/1000	6/1000	10.5/1000
		農水 15.5/1000	6/1000	9.5/1000
労災保険	業務・通勤災害	3~79/1000	0	3~79/1000
一般拠出金	石綿被害者救済	0.02/1000	0	0.02/1000
児童手当拠出金		1.5/1000	0	1.5/1000

4月より一部業種の労災保険料率及び建設業の労務比率が変動します。